

勧誘方針

メツラー・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)は、「金融サービスの提供に関する法律」における「勧誘方針」を下記の通り定め、この方針に基づき投資顧問契約（以下「投資助言契約」）及び投資一任契約の勧誘を行います。

1. 勧誘の対象になるお客様の知識、経験、財産の状況および投資目的に照らして配慮すべき事項

- ・当社は、お客様の投資目的、資産の状況等を十分把握したうえ、お客様の意向と投資に関する知識、経験等に適合した投資勧誘に努めます。
- ・お客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして適当と考えられる投資戦略をお勧めいたします。
- ・投資戦略をお勧めするにあたっては、当社はおお客様の判断と責任で投資一任契約及び投資助言契約をご契約頂くために、お客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らし、投資の内容やリスクの内容等の重要事項をお客様にご理解して頂けるよう適切な説明に努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となるお客様に対し配慮すべき事項

- ・勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に徹するとともに、合理的な根拠に基づき勧誘を行うように努めます。
- ・当社は、電話や訪問による勧誘は、お客様のご迷惑となる時間帯には行いません。

3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

- ・当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切ることのないよう、常に知識技能の習得、研鑽に努めます。
- ・当社は、金融商品取引法、関係法令及び日本投資顧問業協会の諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ・当社は、お客様の判断と責任において取引が行われるよう適切な情報提供に努めます。
- ・当社は、不確実な事項について断定的判断を告げたり、または真実とは異なる事実を知らせたり、事実ではない情報を提供する等、不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を行うように努めます。

以上

令和 4 年 9 月 21 日改定

平成 17 年 9 月 7 日制定

平成 22 年 3 月 24 日改定

平成 22 年 11 月 1 日改定

平成 27 年 5 月 1 日改定

平成 30 年 5 月 1 日改定